

法律コラム：夫婦間のトラブル（2012.1執筆）

女性の支援施設で法律相談を担当していることもあり、夫婦・男女間のトラブルに関する相談を多くお受けします。その中で、離婚に関することは、広く知られているように見えて、実際は誤解を持たれていることもあるように思いました。

そこで、離婚の手續などについてご説明させていただきます。

離婚は、離婚届の提出で成立します。夫婦間で話し合いをして、協議がまとまればよいのです（協議離婚）。しかし、協議がまとまらない場合は、一方が家庭裁判所に調停を申し立てることになります。調停では、調停委員を交えて話し合い、合意に至れば離婚が成立することになります（調停離婚）。さらに、調停も成立しない場合は、改めて一方が家庭裁判所に訴訟を申し立てる必要があります。審理の結果、離婚を認める判決が出されて確定すれば、離婚が成立することになります（裁判離婚）。

上記の協議や審理の中では、離婚原因の有無、財産分与の方法、慰謝料、離婚時年金分割、そして夫婦間に未成年の子がいる場合は親権者の指定や養育費及び面接交渉の内容等が争点となります。

このような離婚手續は、裁判も含めて、弁護士に依頼することなく、全て当事者本人で行うことが可能です。しかし、各争点について、ご自身の主張に関して、長い夫婦生活の出来事のうちどれが有利な事情となり得、どのような資料が必要となるのか、相手方からの提示条件は果たして合理的なものなのか等、判断に迷われる場合が必ず出て来ます。

また、日々の生活と並行して、相手方と交渉したり裁判手續を行ったりすることは、精神的な負担やストレスとなり、時には体調を崩されたりすることもあります。したがって、ご自身の具体的な事情に沿って随時法的アドバイスを得たり、手續の代理を依頼できたりすることが、弁護士に相談・委任するメリットとなります。

私は、これまで離婚事件を多数担当させていただきましたが、好むと好まざるとに拘らず、ご夫婦の間で離婚問題が発生した場合、ご夫婦にとってそれは大きな節目の一つとなります。ご相談いただく方にとってよりよい解決となるよう、これからも弁護士として全面的にサポートさせていただければと思います。